

平成21年11月25日

**平成21年度補償金免除繰上償還に係る計画の承認について
(旧資金運用部資金分及び旧簡易生命保険資金分)**

1 計画の承認

地方財政法（昭和23年法律第109号）附則第33条の9第1項等に基づき、平成21年度に地方公共団体から申出のあった旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金に係る補償金免除繰上償還について、地方公共団体から提出された行政の簡素化等に関する計画（普通会計分及び各公営企業会計分）の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると認めたので、その旨を本日通知しました。

通知した団体数及び当該団体の計画による繰上償還希望額（資金区分別）については、以下のとおりです。

(単位：億円)

	団体数	旧資金運用部 資金	旧簡易生命 保険資金
普通会計	53	19	150
上水道	36	73	—
工業用水道	1	2	—
地下鉄	—	—	—
下水道	21	35	6
病院	8	52	—
合計	103	181	157

(参考) 3ヶ年の合算額 (平成19年度～平成21年度)

(単位：億円)

	団体数	旧資金運用部 資金	旧簡易生命 保険資金	公営企業金融 公庫資金
普通会計	1,177	5,374	3,323	856
上水道	1,230	8,845	—	4,119
工業用水道	66	303	—	183
地下鉄	9	1,858	1,567	634
下水道	1,030	13,447	1,937	6,964
病院	293	2,553	—	—
合計	1,660	32,379	6,826	12,757

注1 団体数合計欄は、いずれかの事業区分に該当している団体数（重複控除）。

注2 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

2 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の補償金免除見込額

平成21年度計画承認分の旧資金運用部資金の繰上償還に係る補償金免除額については38億円程度、旧簡易生命保険資金については23億円程度と見込まれます。

なお、実際の補償金免除相当額は、繰上償還実施時の金利水準により決まります。

<参考>既に実施された補償金免除繰上償還に係る補償金免除相当額

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 旧資金運用部資金 | 6, 128億円(平成19年度及び20年度分) |
| (2) 旧簡易生命保険資金 | 175億円(平成20年度分) |
| (3) 公営企業金融公庫資金 | 2, 124億円(平成19年度及び20年度分) |

【連絡先】

(普通会計債関係)

自治財政局地方債課

担当：赤岩課長補佐、伊良部係長

電話：(代表)03-5253-5111(内線23394、23403)

FAX：03-5253-5631

(公営企業債関係)

自治財政局公営企業課

担当：日向課長補佐、荘係長

電話：(代表)03-5253-5111(内線23413、23418)

FAX：03-5253-5636